

## 令和7年度田野小学校電子黒板購入業務プロポーザル実施要領

### 1. 業務の名称

令和7年度田野小学校電子黒板購入業務

### 2. 業務の内容

「令和7年度田野小学校電子黒板購入業務仕様書」のとおり

### 3. 提案上限額

4,795,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

### 4. 書類提出先等

高知県安芸郡田野町 1456-42

田野町教育委員会 電子黒板購入事業担当

電話：0887-38-2511 FAX：0887-38-7000

電子メール：[kyoiku@town.kochi-tano.lg.jp](mailto:kyoiku@town.kochi-tano.lg.jp)

### 5. 日程等

公募開始	令和7年4月16日（水）
質疑期限	令和7年4月24日（木）17時まで
質疑回答期限	令和7年5月2日（金）12時まで
参加申請期限	令和7年5月2日（金）17時まで
企画提案書提出期限	令和7年5月12日（月）17時まで
一次審査結果通知	令和7年5月16日（金）17時までに通知
二次審査（プレゼンテーション）	令和7年5月23日（金）
審査結果通知	令和7年5月30日（金）17時までに通知

### 6. 参加手続

#### （1）参加申請

参加申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、書類提出先に電子メールもしくは直接持参にて提出すること。期限は5. 日程等のとおりです。電子メールでの提出はPDFファイル形式で4. 書類提出先等の電子メールアドレスに送付すること。その際件名を「電子黒板（参加者名称）」と参加者名称がわかるようにしてください。

#### （2）質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書（様式第2号）により受け付けます。提出方

法は電子メールで質疑書を PDF ファイル形式にして送付してください。その際、件名を「〇月〇日提出電子黒板質疑（参加者名称）」とすること。送信後、電話によりメール到着の確認をおこなってください。

質疑への回答は電子メールにて回答します。期限までに届かない場合は電話により問い合わせをお願いします。

### （３）参加辞退

参加申請後、辞退する場合には、参加辞退届（様式第 3 号）を提出してください。期限は企画提案書提出期限と同じです。提出は直接持参もしくは電子メールで提出してください。電子メールでの提出は PDF ファイル形式で 4. 書類提出先等の電子メールアドレスに送付すること。その際件名を「電子黒板辞退（参加者名称）」としてください。

## 7. 企画提案書等の提出

### （１）提出書類

- ・ 企画提案書（任意様式）
- ・ 機能要件一覧表
- ・ 提案見積書（様式第 4 号）及び内訳書（任意様式）
- ・ その他必要な書類一式

### （２）提出方法等

企画提案書は紙媒体 7 部及び電子媒体（PDF ファイル形式）1 部を、提案見積書及び内訳書については 1 部を紙媒体及び電子媒体（PDF ファイル形式）にて 4. 書類提出先等まで提出してください。

企画提案書は作成にあたり、A4 縦の両面印刷とし、ホッチキス等で左綴じしてください。A3 サイズの用紙を使用する場合は織り込んで綴じてください。内容は補足説明がなくとも理解できるものとしてください。ページ数は 20 ページを超えないようにしてください（表紙や目次がある場合はページ数に含めません）。

提案見積書には業務の履行にあたって必要な一切の費用（機器、付属品、設置費用等）を含めること。また、保守料金が発生する場合は必ず企画提案書の提出とあわせ任意様式の保守額及び保守内容がわかるものを提出すること。

## 8. 審査方法

### （１）一次審査

一次審査は提出された書類一式により審査を行う。提出された業者が 3 社以上である場合は二次審査に進む 3 社を選定する。3 社以内であれば書類不備がないかについての審査のみ行う。一次審査結果及び二次審査の順番は電子メールにより通知する。一次審

査の審査評価内容は二次審査には持ち越さない。

## (2) 二次審査

提出された書類及びプレゼンテーションにより評価を行う。評価基準により内容評価等を実施する。追加資料（企画提案書の追加）の提出は不可とする。プレゼンテーションは企画提案書を基に行う。参加人数は4名以内とする。順番は事務局で決定する。提案者の時間は30分以内（プレゼンテーション20分、質疑10分）とする。準備の時間は別に確保する。プレゼンテーションではパワーポイントや動画等の使用は自由とする。事務局が大型掲示装置、HDMI ケーブル、延長コード（3ピンコンセントの場合変換アダプターは提案者が持参する）は準備する。実機及びノートパソコンは提案者が持参する。またネットワーク接続が必要な場合は提案者がネットワーク接続に必要な機器等を持参する。提案者の録画録音は禁止する。

## 9. 選定

審査の結果、合計点数の最も高い企画提案を行った提案者を契約候補者として選定する。最高得点提案者が複数ある場合は、委員の多数決により選定する。受注候補者と再度仕様内容経費、納入期限等協議を行い、調った場合は契約を締結する。協議が調わない場合は二次審査において次順位であったものを新たに契約候補者として選定する。

審査結果は電子メールにより通知を行う。

## 10. その他

- ・ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
- ・ 企画提案に係る一切の費用は提案者の負担とすること
- ・ 提出された書類は返却しない
- ・ 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない
- ・ 企画提案書に虚偽があった場合、または実施要領に違反したときは当該提案者の提案は無効とする